

個人住民税

均等割 非課税限度額を上回る者に定額の負担を求めるもの

| | 標準税率（年額） |
|-------|----------|
| 市町村民税 | 3,500円 |
| 道府県民税 | 1,500円 |

(※) 復興財源確保のため、平成26年度から令和5年度分までの間、標準税率が年1,000円(市町村民税500円、道府県民税500円)引き上げられている。
(※) 37府県・2市において、超過課税を実施。

所得割 納税義務者(※)の所得金額に応じた税額の負担を求めるもの(一律10%)

(※) 非課税限度額の制度あり

| | 標準税率 |
|-------|------|
| 市町村民税 | 6% |
| 道府県民税 | 4% |

※ 県費負担教職員制度の見直しに伴う税源移譲により、指定都市に住所を有する者は、道府県民税2%・市民税8%となる。

利子割 **配当割** **株式等譲渡所得割** 税率5%

(注) 復興財源確保のための均等割の標準税率の引上げは、「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」(平成23年12月2日法律第118号)に基づく。